

函 福 管
令和3年(2021年)8月11日

民生常任委員会委員 様

保 健 福 祉 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

1 配付資料

- 指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の一部効力停止について

(保健福祉部管理課)

指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の一部効力停止について

社会医療法人高橋病院が設置している「認知症高齢者グループホーム秋桜」について、本市は、令和3年6月4日に実施した監査の結果、次のとおり、介護保険法第78条の10第6号および第115条の19第11号に該当する事実が認められたため、令和3年8月11日付で、指定の一部効力を停止することとした。

1 指定の一部効力停止となる事業者等

- (1) 事業者名 社会医療法人 高橋病院
- (2) 代表者名 理事長 高橋 肇
- (3) 事業所名 認知症高齢者グループホーム秋桜
- (4) 事業所所在地 函館市宝来町14番25号
- (5) サービス種別 認知症対応型共同生活介護，介護予防認知症対応型共同生活介護
- (6) 指定年月日 平成15年8月26日

2 指定の一部効力停止期間

令和3年9月1日から令和3年11月30日までの3月間

3 指定の一部効力停止（新規利用者の受入停止3月）の理由および根拠法令

介護職員1名が、入居者の飲食物に下剤を混入させて下痢症状を発症させるという身体的虐待による人格尊重義務違反を行なった。（介護保険法第78条の10第6号および第115条の19第11号）

4 指定の一部効力停止に至る経緯

令和3年 4月16日	事業者から虐待の第一報
4月22日	事業者から事故報告書の提出
6月 4日	監査の実施
7月20日 7月30日	指定の一部効力停止（新規利用者の受入停止3月）の処分にあたり、行政手続法第13条の規定に基づき聴聞を実施
8月11日	処分通知
9月 1日 ～11月30日	指定の一部効力停止（新規利用者の受入停止3月）